

4 加害者に請求できる損害賠償と基金の補償との関係

(1) 損害賠償と災害補償との対応関係の概要を図示すると次のようになります。

	損 害 賠 償		災 害 補 償
傷 害	— 治療関係費 — 医療機関へ支払う治療費、診断書料、看護料、通院費、入院室料等	≡	療 養 補 償 114 ページ
	— 休業損害 — その災害による療養のために現実に収入を得られない場合、その得られなかった収入相当額	≡	休 業 補 償 127 ページ
	— 傷病についての慰謝料 — 傷病により精神的苦痛を受けたことに対する賠償		
後 遺 障 害	— 後遺症による逸失利益 — 後遺症により失われた労働能力に対する賠償	≡	障 害 補 償 一 時 金 障 害 補 償 年 金 障害補償年金前払一時金 148 ～ 153 ページ
	— 後遺症による慰謝料 — 後遺症により精神的苦痛を受けたことに対する賠償		
死 亡	— 死亡による逸失利益 — 生きていたならば得られたであろうはずの収入	≡	遺 族 補 償 一 時 金 遺 族 補 償 年 金 遺族補償年金前払一時金 163 ～ 171 ページ
	— 死亡による慰謝料 — 死亡により精神的苦痛（本人及び遺族）を受けたことに対する賠償		
	— 葬 儀 費 — 葬儀に要した費用	≡	葬 祭 補 償 174 ページ
そ の 他	— 物 的 損 害 — 自動車の修理費、衣服の補修費等		

(2) 損害賠償と災害補償との調整関係

(1)のとおり、両者の内容は似かよったところがあります。そこで、これを調整するため、法第59条で次のように定められており、同内容（(1)の図の≡）の損害賠償と災害補償は、一方が支給されれば他方は支給されないことになります。

ア 損害賠償が支払われると、その限度で基金は災害補償を免れる（免責といいます）。

イ 災害補償が行われると、その限度で加害者に対する損害賠償請求権が被災職員から基金に移転する。

基金が免責される補償の範囲は

補償の受給権者が第三者から受けた損害賠償額のうち、補償と同一事由（(1)の図で≡で示す部分）による損害に対する損害賠償の額の範囲内で、なおかつ、災害発生の日から起算して3年経過する日まで

に支給すべき補償の額を限度としています。

ただし、基金が支給する福祉事業については、損害賠償との調整は行いません。

(3) 損害賠償と災害補償の相違

両者の決定的な違いは、災害補償には慰謝料がないことと、損害額（補償額）の査定方法等が異なることです（(1)の図で≡のない部分）。

つまり、

ア 災害補償が身体的損害の補填だけを目的としているのに対し、損害賠償は精神的損害や物的損害も対象となります。

イ 災害補償における補償額が法令等に基づく算定方法により算出されるのに対し、損害賠償は現実に被った損害の全てを対象として損害額が査定され、かつ、被害者に過失があれば、その度合いに応じて賠償額が相殺（過失相殺といいます。）されます。

ウ 損害賠償では故意、過失、権利侵害等の要件が必要であるほか、時効期間等が異なります。

過失相殺について

交通事故の場合、その原因が一方的に加害者側にあるとされるのは極めて稀なことであり、被害者側（職員側）にも何割かの過失があったものと認められる場合が普通です。

過失相殺とは、被害者側の過失を斟酌したうえで、請求できる損害額を決定することであり、その基礎となる過失割合については、判例等の積重ねにより、おおよその基準が定型化されています。

→ 219 ページ

(4) 賠償先行を原則とした理由

治療費等の支払については、以下の理由により賠償先行が望ましいと考えます。

ア 基金が補償しても、最終的に損害を補填する義務を負うのは加害者であることから、初めから加害者に支払わせるほうが、損害の補填が迅速に行われるからです。

イ (3)で示したように、災害補償では支給されない慰謝料等の損害についても、損害賠償であれば請求できるという利点があるからです。

ウ 賠償額の査定方法と補償額の算定方法が根本的に異なるため、損害賠償と災害補償を受けていると、

示談の内容（求償・免責関係）が非常に複雑になることが考えられるからです。